

# 「信長攻路」エリア魅力向上事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和4年度「信長攻路」エリア魅力向上事業 業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

## 3 委託料上限

6,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

## 4 業務の目的

当財団では、桶狭間の戦いにゆかりのある史跡等を「信長攻路 桶狭間の戦い 人生大逆転街道」(以下、「信長攻路」という。)と呼称し、プロモーションに取り組んでいる。本事業においては、「信長攻路」エリアを一体的にプロモーションすることにより、桶狭間地区及び大高地区を含む「信長攻路」エリアの認知拡大及び観光誘客を図ることを目的とする。

## 5 委託業務内容

名古屋市緑区を中心に点在する桶狭間の戦いにゆかりのある史跡を活かした、着地型かつ回遊性向上に資する企画の実施をはじめとして、特定非営利活動法人桶狭間古戦場保存会及び大高地域観光推進協議会(以下、「地域団体」という。)が実施するプロモーション業務の支援や、大規模イベントへの出展支援を実施するもの。

実施にあたっては、本仕様書に提示する事項について提案し、当財団と協議のうえ実施すること。

なお、「信長攻路」についての詳細は、<https://nobunaga-kouro.nagoya> を参照すること。

### (1) 「信長攻路」エリアの観光資源を活かした回遊型企画の実施

名古屋市緑区を中心に点在する桶狭間の戦いにゆかりのある史跡を活かし、「信長攻路」エリアの認知拡大に資する着地型かつ回遊性向上に資する企画内容とするほか、令和5年大河ドラマ「どうする家康」放送による当地の注目度を意識した内容を考慮すること。

(ア) ターゲットは、信長攻路や大河ドラマとの親和性を踏まえた設定とすること。

(イ) SNS やウェブサイトなどの電子媒体等を用い、十分な事前告知を行うこと。

(ウ) イベント実施においては、参加者の人数・年齢を把握すること。

(エ) 参加者の安全確保、緊急時の対応、参加者への案内等を十分考慮し、開催に必要な人員体制を整え、所管行政機関への必要な手続き(警察署への道路使用許可申請、土木事務所への道路占用許可申請等)を行うこと。

(オ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた内容とし、感染状況を注視し、当財団と協議のうえ実施すること。

(カ)本企画の構築にあたっては、当財団の指名する有識者の意見聴取を行い、当財団とも協議の上、可能な範囲で事業に反映させること。なお、有識者の意見聴取に係る経費については、本委託料に含むものとする。

## (2) 地域団体のプロモーション業務支援

当該エリアで、観光案内所等を運営する地域団体が実施するプロモーションに資する業務に対して、計150万円を上限として支援を行う。支援内容については、本事業の契約締結後、当財団、地域団体、受託者の3者で協議のうえ決定する。本事業公募要領第5項(4)①「提出書類」で定める「企画提案書」には具体的な業務支援提案の記載はなしでも可とするが、「経費見積書」及び「業務内容の実施スケジュール及び体制」には記載すること。

なお、支援内容としては地元運営による将来の自走化が見込め、地元での消費につながる内容であることとする。

## (3) 「にっぽん城まつり 2023」への出展

令和5年2～3月に、愛知県内において開催が予定される「にっぽん城まつり」について、地域団体の出展及び必要な手続を含む支援を行うこと。なお、50万円を上限として出展支援を行うこと。本事業公募要領第5項(4)①「提出書類」で定める「企画提案書」には具体的な業務支援提案の記載はなしでも可とするが、「経費見積書」及び「業務内容の実施スケジュール及び体制」には記載すること。

## 6 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (5) 提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とします。なお提出された提案書は返却しないものとする。
- (6) 審査結果は、ビューローのホームページにて公表します。
- (7) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。

## 7 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

(4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。

(6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

(7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期

間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

## 8 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光部観光誘客グループ 担当:鈴置、井村

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL (052) 202-1143 FAX (052) 201-5785 e-mail kokunai@ncvb.or.jp